

独立行政法人労働者健康福祉機構 平成27年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定により、平成28年2月9日付けをもって厚生労働大臣の認可を受けた独立行政法人労働者健康福祉機構中期計画に基づき、同法第31条の定めるところにより、次のとおり、平成27年度の業務運営に関する計画を定める。

平成28年2月18日

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事長 武谷 雄二

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施

平成28年4月の独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）との統合に向けて、研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究及び労災病院の労災疾病等に係る臨床研究に加え、国が委託事業として実施している化学物質の有害性調査（日本バイオアッセイ研究センター事業）を統合法人が一体的に実施することによる効果を最大限に發揮できる体制を構築する。

II すべての業務に共通して取り組むべき事項

業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の業務運営に反映させるとともに、内部業績評価制度による業務改善の効果について検証しつつ、制度の定着を図る。

また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。

III 労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰の業務として取り組むべき事項

「すべての労働者が安心して働く社会の実現」のため、①事業場における疾病予防を含めた労働者の健康確保への支援（産業保健・予防医療）、②疾病への適切な治療の提供（労災医療）、③円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援（職場復帰支援・両立支援）の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施する。

このため、以下の取組を行う。

1 労災疾病等に係る研究開発の推進等

（1）労災疾病等に係る研究開発の推進

平成26年度に開始した労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、研究代表者会議を開催して、研究開発、普及に有用な手法等の検討を行う。

また、業績評価委員会医学研究評価部会において承認された以下の3分野9テ

一マについて研究計画書に沿って研究を遂行するとともに、研究計画の変更が発生した場合には、再度、業績評価委員会医学研究評価部会等での評価を受ける。

- ① 労災疾病等の原因と診断・治療
 - ・腰痛
 - ・運動器外傷機能再建
- ② 労働者の健康支援
 - ・生活習慣病
 - ・睡眠時無呼吸症候群
 - ・作業関連疾患
 - ・就労支援と性差
- ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化
 - ・外傷性高次脳機能障害
 - ・じん肺
 - ・アスベスト

(2) 過労死等の予防法・指導法の調査研究の推進

平成26年度から開始した調査研究のテーマに加えて、平成27年度から新たに開始するテーマにおいても指導を実践するとともに、事例の集積を行う。

また、予防法・指導法の開発については、9件を行う。

(3) 研究体制の見直し

ア 研究体制の充実

疫学・統計・公衆衛生の専門家であるコーディネーターを確保したことから、当該コーディネーターの指導、助言をもとに質の高い研究に取り組む。

イ 病歴データベースの整備・活用等

平成26年度に実施した病歴調査疫学研究検討会の結果を踏まえ、労災疾病等研究への利活用や、研究所との統合を見据えた調査項目等を検討する。

(4) 症例データ収集のための連携体制の構築

国立病院や大学病院等の労災指定医療機関からの共同研究者を加えた研究テーマごとの研究者会議を開催し、症例データの収集方法等に関して検討を行う。

(5) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進

研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組む。

ア ホームページの作成

医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や労働者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を12万件以上得る。

イ 労災病院の医師等に対する教育研修の検討

労災疾病等に係るモデル医療等を効率的かつ効果的に普及する観点から、研究者の協力を得て教育研修の具体的手法を検討する。

ウ 労災疾病等研究成果の学会発表

日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、労災疾病等研究テーマ

に関して研究成果の得られたものから順次学会発表を行う。

エ 研修会等の開催

第2期中期目標期間に得られた研究成果について、労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。

オ 研究計画、研究成果評価の実施

研究・開発計画の中間評価を行うため外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、その評価結果を研究計画の改善に反映させる。

2 勤労者医療の中核的役割の推進

(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等

ア 労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供

一般診療に対する労災病院の取組を広報するとともに、労災疾病に関しては、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供することで、早期の職場復帰、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、地域の産業医等との連携を強化する。

(ア) 臨床評価指標の公表

ホームページ等において公表している臨床評価指標の結果を踏まえ、各労災病院は診療機能等の改善活動に取り組むとともに、本部は各労災病院の取組状況を把握し、必要な指導等を行う。

(イ) モデル医療の実践

第2期中期目標期間に研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践する。

(ウ) 社会復帰の促進

メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。

(エ) 大規模労働災害等への対応

大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に速やかに対応できるよう研修・訓練等を実施する。

(2) 行政機関等への貢献

ア 国が設置する委員会等への参画

労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。

イ 労災認定に係る医学的意見書への取組

労災病院内においては、特に複数の診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案についても適切に対応する。

ウ 医学的知見の提供

第3期中期計画期間の労災疾病等医学研究に係る研究・開発、普及事業等を

通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に情報を提供する。

エ アスベスト関連疾患への対応

アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師を対象とするアスベスト関連疾患診断技術研修会を開催する。

また、肺内の石綿小体及び石綿纖維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。

3 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等

(1) 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進

治療と就労の両立支援のモデル事業を実施し、産業保健総合支援センター及び労災病院において、事業場及び労災指定医療機関等に普及するため、次のとおり取り組む。

ア 研修会等の開催

治療就労両立支援センターにおける復職コーディネーターを養成するため、策定したカリキュラムに則り、研修会を開催する。

なお、研修会参加者からのアンケート結果をカリキュラムに反映させることにより、質の向上を図る。

イ 支援事例の収集

治療就労両立支援センターにおいて、両立支援事例の収集に係る手引き書に基づき、がんや脳卒中等の罹患者に対して、復職コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。

ウ 医療機関向けマニュアルの作成及び普及

外部有識者を含めた会議の開催等により、医療機関向けのマニュアルの作成及び普及に関する検討を行う。

エ アンケートの実施

支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、医療機関向けマニュアルに反映させるためにアンケート結果の分析等を行う。

(2) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し、対象患者に対して高度専門的医療を提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。

また、患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、それぞれ入院90%以上、外来80%以上、入外平均85%以上の満

足度を確保する。

ア 医療リハビリテーションセンターの運営

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進を図る。

また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム等の研究開発及び成果の活用等を通じて対象患者のＱＯＬの向上に取り組む。

イ 総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携により受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努める。

また、総合せき損センターにおいて実践している高度専門的医療の手法等に関する研修会を実施し、診断・評価、看護訓練等の事例等を紹介した冊子の配布等を通じ情報提供に努め、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行う。

4 地域の中核的医療機関としての役割の推進

労災病院においては、次のような取組を行うことで地域の医療水準の向上に貢献する。

(1) 地域で目指すべき役割の明確化

所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、地域における中核病院としての役割を担いつつ地域において求められている病床機能を適切に選択して地域医療に貢献していく。

(2) 地域の医療機関等との連携強化

ア 地域の医療機関等との連携強化

患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を65%以上、逆紹介率40%以上」を確保する。

地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率を維持し、要件を適合させていく。

また、救急搬送患者の受け入れや地域連携パスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る。

イ 症例検討会等の実施

地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、延べ24,800人以上に対し講習を実施する。

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内

等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ34,800件以上実施する。

エ 連携医療機関に対するニーズ・満足度調査の実施

利用者である地域の医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、連携医療機関からの有用度を80%以上得るとともに、地域支援業務の改善に反映させる。

(3) 患者サービス向上、チーム医療の推進

労災病院の患者サービス向上、情報の共有化によるチーム医療の推進及び医療の質の向上と効率化を図るため医療情報のIT化を推進する。このため電子カルテシステムを3病院に、経営状況に配慮しつつ新たに導入する。

また、電子カルテシステムの導入及び更新に当たっては、システムに必要とされている機能の絞り込みと入札における競争性を高めるためにコンサルタントを活用して病院機能に見合ったシステム構成とする。

(4) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、以下の取組を行う。

ア 患者満足度の確保

患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。

イ 病院機能評価の受審

良質な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価について認定有効期限を迎える施設の更新に取り組む。

ウ 地域医療連携等の向上

医療の標準化並びに地域との医療連携を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパス及び地域連携パスの活用を推進する。また、適切な医療の提供及びチーム医療の推進のため、DPCベンチマーク指標を作成し、医療の質の向上に取り組む。

エ 医療安全の充実

安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」と「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。さらに、相互チェックについては、他医療機関との連携を引き続き実施する。

また、医療安全の充実を図るため、すべての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年2回以上実施するとともに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等に引き続き取り組む。

さらに、労災病院における医療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。

(5) 治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を参加させることにより治験実施体制を強化する。また、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を2,180

件以上確保する。

(6) 燕労災病院（新潟県燕市）の再編

平成26年8月29日に新潟県が公表した「県央基幹病院の整備に向けたアウトラン」において、「平成28年度を目途に燕労災病院の移譲を受け、県央基幹病院の開設に向けた運営準備を進める」との方針が示されたことを踏まえ、機構として適切な対応を行っていく。

(7) 病院ごとの目標管理の実施

「紹介率」、「逆紹介率」、「平均在院日数」、「救急搬送数」については、本部と各労災病院とで協議の上、目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図る。

5 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により産業保健三事業を有機的に連動させ、事業場における自主的産業保健活動への支援を効率的、効果的に実施する。

なお、労働安全衛生法の改正に伴うストレスチェック制度の普及・促進及び導入支援に係る事業を新たに加え、12月の施行に向け順次実施する。

(1) 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施

ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実

- (ア) 産業医等の産業保健関係者への研修については、産業保健活動に資するニーズ調査及び研修内容に関するアンケート調査の結果に基づき、研修のテーマや内容に関して専門家による評価を行い、ニーズを的確に反映し研修内容の質の向上を図る。
- (イ) 産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療と就労の両立支援モデル事業の成果等を事業場に対して普及する。
- (ウ) ストレスチェック制度の導入を踏まえ、ストレスチェック及び面接指導の実施に関する研修を医師、保健師等に対して実施する。また、ストレスチェック制度の概要等に係る研修を事業者、人事労務担当者等に対して実施する。
- (エ) 労働災害防止計画における重点項目である、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等のテーマを積極的に取り上げる。
- (オ) 中小規模事業場におけるメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育・研修を行う。また、ストレスチェック制度の導入に関する教育についても当該教育・研修に含めて実施する。
- (カ) 関係機関、業界団体等との共催方式の研修に積極的に取り組むことにより、効率的・効果的な研修の実施を図る。
- (キ) 産業保健関係者の実践的能力の向上に寄与するため、作業現場における実地研修、ロールプレイング方式等の参加型研修、事例検討等の実践的研修、体系的知識の習得を目的としたシリーズ研修等の充実を図る。

(ク) 利用者の利便性の向上を図るため、ホームページ、メールマガジン等による研修の案内、申込受付を行うとともに、地域の利用者ニーズに沿った開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮する。

以上の取組により、7,340回以上の専門的研修を実施する。

イ 自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等の実施

(ア) 労働衛生行政上重点的に取り組むテーマ、社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。

(イ) ホームページ、メールマガジン等によるセミナー等の案内、申込受付を行うとともに、対象者の利便性を考慮し、開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮する。

(ウ) 産業保健総合支援センターと地域窓口の連携による勧奨活動、また、事業者団体、商工団体等との連携による共催とする等効率的な実施を図る。

以上の取組により、380回以上の事業主セミナー等を実施する。

(2) 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実

ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の充実

(ア) 産業保健スタッフ等に対する専門的研修及び労働災害防止団体等関係団体が開催する研修・セミナー等を活用し、訪問指導を希望する事業場を募る等、積極的・効果的に周知・勧奨を図る。

(イ) 労働局・労働基準監督署の協力を得て、訪問事業場に関する情報を入手する等、効率的に周知・勧奨を図る。

(ウ) 事業場の規模にかかわらず、メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェック制度の導入等に対する事業場への訪問支援を実施する。

(エ) 作業環境管理等総合的な支援を行うため、衛生工学衛生管理者等の労働衛生工学の専門家による訪問指導を実施する。

以上の取組により、25,600件以上の訪問指導及び個別訪問支援を実施する。

イ 産業保健総合支援センター及びその地域窓口における専門的相談の実施

ア 事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談について

a 電話、メール及びFAXによる相談については、引き続き的確に対応するとともに、ホームページ、メールマガジン等を活用して、相談の利用を積極的に勧奨する。

b 面談による相談に対しては、事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努める。

c 相談者からの要請に応じて、事業場を訪問し、具体的に助言する実地相談を積極的に行う。

d 研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該研修のテーマ関連の相談等を積極的に受け入れる。

e 相談内容については、産業保健関係者に対する専門的研修に有効に活用する。

産業保健総合支援センターにおいては、以上の取組により、47,000件以上

の相談を実施する。

(イ) 小規模事業場からの相談について

- a 事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努める。
- b 地域窓口では対応が困難な安全衛生工学等の専門的な相談については、ワンストップサービス機能を十分発揮して、迅速・的確な対応に努める。
- c 労働基準監督署をはじめとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・勧奨に努める。
- d ストレスチェックに係る労働者に対する面接指導を実施する（12月以降に実施予定）。

地域窓口においては、以上の取組により、29,600件以上の相談を実施する。

ウ ストレスチェックの実施及び体制の整備等に対する助成

ストレスチェック及び産業医の要件を備えた医師による面接指導等を複数の小規模事業場が共同で実施した場合に費用を助成する。

(3) 産業保健に関する情報の提供その他の支援

- ア 本部及び産業保健総合支援センターのホームページについては、産業保健に関する総合的な情報、産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業や活動の広報等最新の情報をわかりやすく紹介する等、利便性・有益性の向上に努める。
- イ 労働衛生行政上重点的に取り組むテーマ、社会的関心の高いテーマや地域窓口の活動等を掲載した産業保健情報誌を定期的に発行し、最新の産業保健情報を幅広く提供する。
- ウ メールマガジンについては、研修や相談を通じて広く購読者を募るとともに、産業保健総合支援センター及び地域窓口の行事予定等の産業保健情報を提供する。
- エ 産業保健活動に関する動画を作成してホームページに掲載し、実践的かつ有益な情報を視覚的に提供する。

以上の取組により、ホームページのアクセス件数を2,132,000件以上得る。

(4) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

- ア 研修、相談については、インターネット等多様な媒体を活用して、利用案内、申込み受付とともに、研修のテーマや内容に関しては、専門家による評価を行う等、引き続き質及び利便性の向上を図ることにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。
- イ 利用者に対して、上記（1）から（3）に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査を実施して、有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項がみられるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。

6 優秀な人材の確保、育成

(1) 優秀な人材の確保等の充実・強化

質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、次の取組により、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図るとともに、その資質の向上に努める。

ア 臨床研修医の確保

優秀な医師を安定的かつ継続的に確保するため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医の確保に努める。併せて、初期臨床研修修了者の中から優秀な者を後期研修医として病院に定着させるよう積極的な働きかけに努める。

イ 優秀な医師の育成等

勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを実施する。

また、労災病院の医師の中から臨床研修指導医講習会世話人（講習会企画責任者が行う企画、運営、進行等に協力する医師）を選任し、勤労者医療に関する内容を盛り込んだプログラムによる機構独自の指導医講習会を開催するとともに、初期臨床研修医を対象とした集合研修を実施し、優秀な医師の育成、確保に努める。

ウ 医師等の働きやすい環境の整備

本部においては、院内保育所の設置・利用状況等について定期的に調査を行うとともに、労災病院に対しては、個別の事情も踏まえつつ、新設等に向けた検討等を指導する。

エ 専門看護師・認定看護師等の育成

看護師については、チーム医療の推進や、医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルが求められることから、専門看護師・認定看護師等の計画的な育成に努める。

オ 各職種の研修プログラムの検証

研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で80%以上の有益度を得る。

また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。

さらに、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者の受講後における伝達研修を行い、研修の実践と展開を図る。

カ 労災病院間における医師の派遣

医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を推進し、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援に努める。

(2) 産業医等の育成支援体制の充実

高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センターにおいて産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。

(3) 勤労者医療の専門的知識を有する看護師の育成

労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため以下の取組みの充実を図る。

ア 勤労者医療の役割・機能を理解するため、職業性疾病に関する理解、メンタルヘルスマネジメント、治療と就労の両立支援、災害看護等の講義を含むカリキュラムに基づき、勤労者医療を推進するために必要な知識や技術の習得のため、特色ある教育を行う。

イ 勤労者医療の視点も持って日常の看護実践を行えるよう、勤労者医療を推進する労災病院において臨地実習を行う。

また、勤労者の罹患率の高い疾病の治療と就労の両立支援等、勤労者医療に関する教育内容について見直しを行い、勤労者医療カリキュラムの更なる充実を図る。

IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項

1 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 立替払の迅速化

迅速かつ的確な立替払を実施するため、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するとともに、次の措置を講ずる。

ア 職員研修や、疑義事例検討会を定期的に開催し、審査業務の標準化を徹底する。

イ 原則週1回の立替払を堅持する。

ウ 各弁護士会などへの研修や日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、証明にあたっての留意点等について説明等を行うとともに、各地方裁判所の破産再生専門部（係）を訪問し、未払賃金立替払制度への協力要請を行う。

エ 大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。

オ 特に調査を要する事案等については、引き続き、労働基準監督署等の関係機関と一層の連携を図り、的確に対応する。

カ 破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い有識者（弁護士）による検討会を開催し、破産管財人等として未払賃金の証明等の業務に当たるに際し留意すべき事項について広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。

(2) 立替払金の求償

賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。

ア 事業主等への求償等周知

立替払後、事業主等に対し、債権の代位取得及び求償権の行使について通知する。

イ 清算型における確実な債権保全

破産事案等弁済が配当等によるものについては、破産管財人等と連携を図りながら、裁判手続への迅速かつ確実な参加を行うとともに、インターネット等により清算・配当情報を的確に収集する。

ウ 再建型における弁済の履行督励

民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等から、立替払の申出があつた際に機構への弁済予定を確認し、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出を求め、提出がない場合には提出督励を行うとともに、計画に基づいた弁済がなされない場合には弁済督励を行う。

エ 事実上の倒産の適時適切な求償

事実上の倒産の事案（認定事案）については、事業主に対する適時適切な債務承認書等の提出督励、弁済の履行督励を行う。その際、一定の事案については、対象となる債権の的確な確認を行った後、必要な場合には現地調査も実施して、差押え等による回収も図る。

(3) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。

2 納骨堂の運営業務

産業殉職者合祀慰靈式を挙行するほか、遺族からの遺骨（遺品）収蔵等に関する相談、靈堂の環境整備に取り組む。

また、産業殉職者合祀慰靈式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰靈の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに調査の結果を業務の改善に反映する。

さらに、産業殉職者慰靈事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

1 機構の組織・運営体制の見直し

業務の効率的な運営を図る観点から、以下のとおり管理業務を本部等へ集約化するとともに、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

- ・産業保健三事業の一元化により、既に集約化を図ったところであるが、引き続き管理部門の効率化を図る。
- ・本部において各施設の保有資金の状況を常に把握できるようにするなど、更なる資金管理業務の効率化に努める。
- ・平成26事業年度分から作成、公表する個別病院単位の財務関係書類について、本部においてより効率的な作成を目指す。
- ・各施設で開催するよりも効果的かつ効率的であることから、本部主催の集合研修等を更に推進する。
- ・国立病院機構等との医療機器等の共同購入を推進し、当該契約業務を本部へ集約

化する。

また、役職員の人事・給与制度については、医療の質や医療安全、労災医療等をはじめとした救急医療等の推進のための人材の確保に考慮しつつ、機構の事業実績、社会情勢等を勘案した見直しを検討する。

さらに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう組織体制の在り方について、引き続き検討を行う。

2 一般管理費、事業費等の効率化

(1) 業務運営の効率化による経費節減

ア 一般管理費、事業費の削減

一般管理費（退職手当を除く。）については、業務の効率化、一般競争入札の積極的な実施及び節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費削減等に努める。

また、事業費（労災病院・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、業務の効率化、一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による業務委託費、保守料、賃借料の節減に努める。

イ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たす必要があることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、平成26年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。

ア 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。

イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

(3) 契約の適正化

契約については、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進していく。

なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。

ア 「調達等合理化計画」に基づく取組

「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。

イ 競争性、公平性の確保

一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないなど、競争性、公平性の確保を図る。

なお、一者応札・一者応募の改善については、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。

また、企画競争や総合評価方式を採用して業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を配布し、評価基準を明確にする。

ウ 契約監視委員会の審議等

監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会の入札・契約に係る審議において、適正な契約に向けた取組状況について点検を受ける。

3 保有資産の見直し

機構が保有する資産については、その必要性を検証し、不要財産については早急に処分する。

また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入については、医療の提供を確実にするため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。

第3 予算、収支計画及び資金計画

中期目標中「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。

1 経営改善に向けた取組等

平成28年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、本部主導の下、厚生年金基金と連携を図りつつ、平成29年4月の代行返上や新制度の概要設計に向けた手続きを着実に進めるとともに、不足する医師の確保を進めた上で、以下の取組を行うとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組む。

(1) 繰越欠損金の解消計画の策定

平成28年度までに繰越欠損金を解消するため、平成27年度においては、病院ごとに計画した解消額の合計を1,311百万円とし、詳細は別紙1のとおりとする。また、特に早急に経営改善着手が必要な病院については、病院と本部とが連携し、経営指導・支援を行う。

併せて、平成26年度の損益額に基づき目標を達成できなかった病院については、運営体制等の見直し方針について具体的に定める。

(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。

(3) 他法人の事例を参考とした取組等

- ア 国立病院機構との人材交流の一環として研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。
- イ 国立病院機構等との連携強化を図り、高額医療機器の共同購入を推進することにより支出削減に努める。
- ウ 業務運営の効率化・財務内容の改善を図るため、国立病院機構との連携を進めつつ、他法人との連携についても検討を行う。

(4) 本部事務所の移転

平成26年から開始した本部事務所の移転計画については、平成28年度までに新事務所の工事を終了する。

2 債権の管理等

(1) 医業未収金対策の推進

医業未収金の徴収については、機構本部及び各病院連携の下、従来から推進してきた院内体制の更なる確立を図りながら、医業未収金の新規発生防止への取組のより一層の推進、法的手段の実施等、状況に応じた回収計画に基づき適切な回収を行う。

(2) 再建型における弁済の履行督励

民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等から、立替払の申出があった際に機構への弁済予定を確認し、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出を求め、提出がない場合には提出督励を行うとともに、計画に基づいた弁済がなされない場合には弁済督励を行う。

(3) 労働安全衛生融資貸付債権の適切な管理・回収

労働安全衛生融資貸付債権については、回収計画を策定し適切な回収を行う。

また、平成26年度は目標額104百万円を上回る額を回収したところであるが、平成27年度も正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額62百万円を回収する。

3 予算（人件費の見積もりを含む。）

別紙2のとおり

4 収支計画

別紙3のとおり

5 資金計画

別紙4のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

2,989百万円

2 想定される理由

運営費交付金の受入の遅延による資金不足等

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期計画に掲げる重要な財産の処分に当たり、新たに処分することとした資産については土地の測量等を実施し、未処分となっている資産については、評価額の見直しを行い、不動産媒介業者を活用するなど、順次売却手続を進める。

また、不要財産については、速やかに国庫納付等の必要な手続を進める。

第6 剰余金の使途

労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、組織の合理化に伴う管理部門の集約化等による適正な職員数について検討を行う。
- (2) 派遣交流制度利用者によるアンケート結果を踏まえ、施設間の人事交流の更なる活性化に向けた派遣交流制度の検討を行う。

2 施設・設備に関する計画

(1) 労災病院に係る計画

前年度に引き続き、千葉労災病院、富山労災病院及び旭労災病院の施設整備を進めるとともに、北海道中央労災病院、福島労災病院、大阪労災病院及び山陰労災病院について、施設整備計画の検討を行う。

(2) 労災病院以外の施設に係る計画

労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により次のとおり施設整備を行う。

ア 施設名

労働者健康福祉機構本部、大阪労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校及び吉備高原医療リハビリテーションセンター

イ 予定額

総額2,670百万円（特殊營繕、機器等整備を含む。）

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 労災リハビリテーション作業所の完全廃止

在所者の希望に沿った退所先の確保を図りつつ、きめ細やかな退所勧奨に取り組み、全施設を廃止する。

2 内部統制の確立

内部統制の充実・強化について、次の項目に取り組むこととする。

ア 業務の有効性及び効率性

業務の有効性及び効率性を向上させるため、病院運営等について機構本部と病院とで協議を行う。

イ 法令の遵守

障害者雇用状況の虚偽報告に関する再発防止策として、平成26年度に改正した以下の事項について遵守、徹底する。

- ・法令等に基づく報告の決裁について
- ・監事室及び内部監査室の体制強化について

- ・公益通報制度における書面報告制度の導入及び通報者の処分の減免
- ・コンプライアンス推進委員会への外部専門家の出席について

また、内部統制機能の充実強化を図るため、独立行政法人通則法の改正も踏まえ、内部統制委員会等において、機構の業務遂行に支障を生じさせるリスクの評価と対応に取り組むとともに、内部監査機能の一つとして、新たに外部通報制度を設ける。併せて、コンプライアンスを徹底させるため、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。

ウ 資産の保全

機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう周知、徹底させる。

エ 財務報告等の信頼性

財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく監事の監査、会計監査人の監査を行う。

3 決算検査報告指摘事項への対応

有効に利用されていない土地の中で、処分することとした土地については、測量

- ・登記及び不動産鑑定評価を実施し、順次売却手続きを進める。

4 適切な情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティポリシーの周知徹底を図るとともに、「政府におけるサイバー攻撃への迅速・的確な対処について」（平成25年6月19日情報セキュリティ対策推進会議決定）の各事項にかかる取組の徹底その他の適切な情報セキュリティ対策を推進する。

また、労災病院等においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守した情報セキュリティ対策の着実な推進のために、システムの運用に係る指導を計画的に行う。

病院ごとの解消額

(単位：百万円)

病院名	金額
北海道中央労災病院	△297
北海道中央労災病院せき損センター	△238
釧路労災病院	339
青森労災病院	△553
東北労災病院	△279
秋田労災病院	△472
福島労災病院	△1
鹿島労災病院	△659
千葉労災病院	△54
東京労災病院	△62
関東労災病院	323
横浜労災病院	1,143
燕労災病院	△434
新潟労災病院	△215
富山労災病院	△248
浜松労災病院	△190
中部労災病院	△300
旭労災病院	△12
大阪労災病院	1,074
関西労災病院	771
神戸労災病院	77
和歌山労災病院	159
山陰労災病院	552
岡山労災病院	△298
中国労災病院	816
山口労災病院	533
香川労災病院	490
愛媛労災病院	△131
九州労災病院	△337
九州労災病院門司メディカルセンター	△467
長崎労災病院	243
熊本労災病院	37
合計	1,311

(注釈) 金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別紙2 (第3の3関係)

年 度 計 画 予 算

平成27事業年度

(労働者健康福祉機構)

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	3 3 3, 8 5 6
運営費交付金	7, 1 8 6
施設整備費補助金	3, 8 5 4
その他の国庫補助金	1 6, 4 9 6
民間借入金	1, 2 5 4
求償権回収金	4, 3 3 0
貸付金利息	5
貸付回収金	6 0
業務収入	2 9 6, 7 7 9
受託収入	0
業務外収入	3, 8 9 3
支 出	3 2 9, 3 4 4
業務経費	3 0 6, 8 0 7
本部業務関係経費	6 3 6
病院業務関係経費	2 7 9, 8 6 9
施設業務関係経費	5, 6 6 8
賃金接護業務関係経費	1 7, 5 5 8
産業保健業務関係経費	3, 0 7 6
施設整備費	3, 8 5 4
受託経費	0
借入金償還	1, 5 1 7
支払利息	9
一般管理費	1 7, 1 5 7
物件費	6, 0 2 2
人件費	9, 5 7 8
退職手当	1, 5 5 7

(注釈) 金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別紙3 (第3の4関係)

収支計画

平成27事業年度

(労働者健康福祉機構)

(単位：百万円)

区分別	金額
費用の部	324,850
経常費用	324,465
医療事業費	306,514
給与及び賞与等	140,848
材料費	74,182
経費等	72,942
減価償却費	18,542
未払賃金立替払業務費用	14,938
一般管理費	2,894
給与及び賞与等	1,322
経費	1,472
減価償却費	100
財務費用	119
臨時損失	385
収益の部	326,170
経常収益	326,157
医療事業収入	296,431
運営費交付金収益	7,352
施設費収益	3
補助金等収益	18,880
寄付金収益	7
財務収益	153
その他の収入	3,330
臨時収益	12
純利益	1,320
目的積立金取崩額	—
総利益	1,320

(注釈) 金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資 金 計 画

平成27事業年度

(労働者健康福祉機構)

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	450,094
業務活動による支出	307,571
投資活動による支出	28,563
有形固定資産の取得による支出	15,563
その他の支出	13,000
財務活動による支出	6,564
長期借入金の返済による支出	1,517
その他の支出	5,047
次年度への繰越金	107,395
資金収入	450,094
業務活動による収入	328,357
業務収入	298,769
運営費交付金による収入	7,186
国庫補助金による収入	16,496
未収財源措置予定額収入	187
その他の国庫補助金収入	16,309
その他の収入	5,906
投資活動による収入	17,698
施設整備費補助金による収入	3,854
その他の収入	13,844
財務活動による収入	1,254
長期借入れによる収入	1,254
前年度よりの繰越金	102,785

(注釈1) 未収財源措置予定額収入については、職場環境改善等資金貸付金の貸倒償却に充てるため、未収財源措置予定額のうち、本中期目標期間に労働安全衛生融資資金利子補給等補助金をもつて償却に必要な額を財源措置される計画の収入である。

なお、本中期目標期間に措置されなかったものについては、償却時期に応じ本中期目標期間以降に必要な額を財源措置されるものである。

(注釈2) 金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。